

## 廃止などにおける処遇改善加算事業の実績報告の扱いについて

前提として、事業所とは、処遇改善加算を算定している事業所に限定します。(訪問看護など、そもそも処遇改善加算がない事業所はカウントしません。)

【１】一般的な事業所廃止の場合 ⇒ P.2～P.3

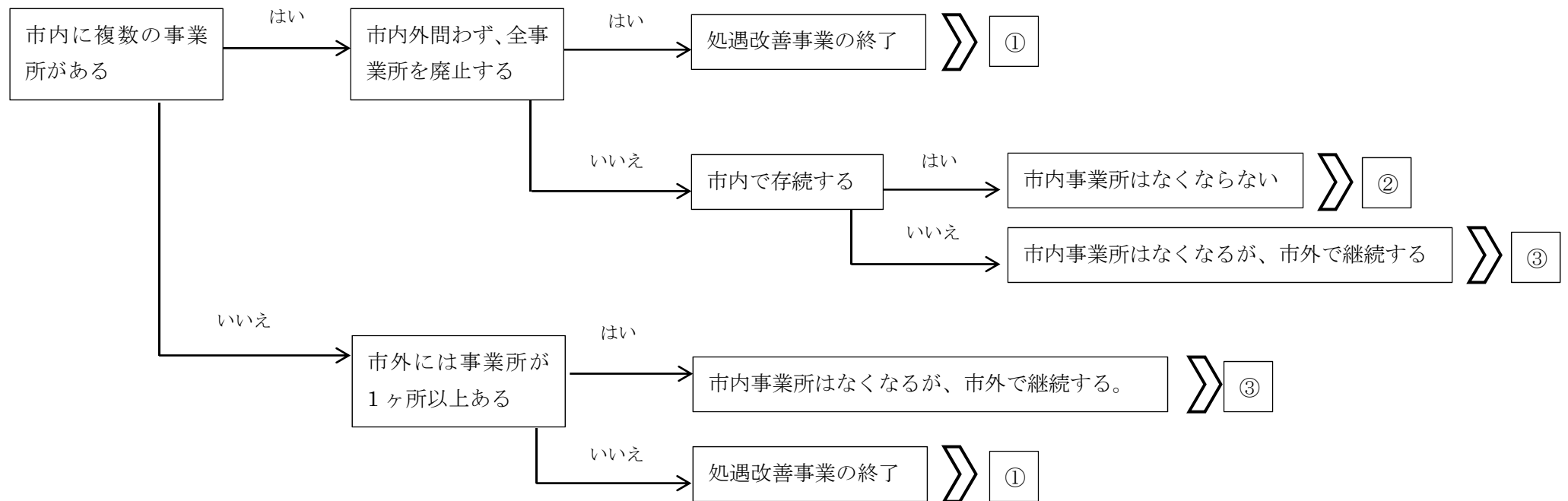
【２】廃止の理由が区間移転もしくは法人変更の場合 ⇒ P.4

【３】休止中に年度をまたぐ場合 ⇒ P.4

## 廃止などにおける処遇改善加算事業の実績報告の扱いについて

### 【1】一般的な事業所廃止の場合

前提として、事業所とは処遇改善加算を算定している事業所に限定します。(訪問看護など、そもそも処遇改善加算がない事業所はカウントしません。)



## 廃止などにおける処遇改善加算事業の実績報告の扱いについて

### ①法人全体で処遇改善加算を算定する事業所がなくなる場合

- ・法人全体で処遇改善事業が終了するので、最終の報酬支払いがあつてから二ヶ月後までに実績報告をしてください。
- ・また、事業所の廃止届が提出されてから実績報告の提出期限までに最大で5ヶ月の期間が開いてしまうため、廃止届と同時に「介護職員処遇改善（加算）実績報告書に関する誓約書（別紙様式6）」を提出してください。

### ②今回の廃止の後も市内で処遇改善加算を算定する事業所が継続する場合

- ・処遇改善加算事業が継続しているので、実績報告は通常通り3月サービス分の報酬支払いがあつた翌々月末（7月末）までに行ってください。

### ③市内事業所がなくなるが、市外で処遇改善加算を算定する事業所が継続する場合

- ・法人全体で処遇改善加算事業が継続しているので、実績報告は通常通り3月サービス分の報酬支払いの翌々月末（7月末）までに行ってください。
- ・ただし、市内事業所がなくなっても7月末には実績報告をご提出いただくことの担保のため、廃止届と同時に「介護職員処遇改善（加算）実績報告書に関する誓約書（別紙様式6）」を提出してください。
- ・廃止する市内事業所に支払われていた加算を市外事業所に引き継ぐ場合、実績報告のうち別紙様式7（添付書類2）の都道府県状況一覧表、もしくは別紙様式7（添付書類3）の市町村状況一覧表に反映してください。

## 廃止などにおける処遇改善加算事業の実績報告の扱いについて

### 【2】廃止の理由が区間移転もしくは法人変更の場合

#### ①区または市をまたいだ移転により廃止する場合

- ・廃止時に実績報告を提出していただく必要はありません。通常通り、3月サービス分の報酬支払いの翌々月末（7月末）までに行ってください。
- ・ただし、今回の移転をもって市内から処遇改善加算を算定している事業所がなくなってしまう場合は、廃止届と同時に「介護職員処遇改善（加算）実績報告書に関する誓約書（別紙様式6）」をご提出ください。
- ・また、市をまたいで移転する際に旧事業所の加算額を移転先へ引き継ぐ場合は、実績報告のうち別紙様式7（添付書類2）の都道府県状況一覧表、もしくは別紙様式7（添付書類3）の市町村状況一覧表に反映してください。

#### ②法人変更による廃止新規の場合

- ・法人としての処遇改善加算事業が一度終了するので、旧事業所の最終報酬支払いから二ヵ月後までに実績報告をご提出ください。
- ・また、原則として加算は事業所に付随するものであるため、加算で得られた金額の一部を新事業所へ引き継ぐことはできません。従って、旧事業所においては一時金などで清算し、それを含めた実績報告を提出すること、新事業所においては新たに処遇改善事業をスタートし、改めて年度末最後の報酬支払いから二ヵ月後に新事業所分の実績報告をご提出いただくこととなります。
- ・吸収合併の場合、清算は不要です。前法人分も含めて新法人にて実績報告を提出してください。

### 【3】休止中に年度をまたぐ場合

- ・年度末まで処遇改善事業は継続しますが、3月分のサービスがあった場合は7月末まで、2月分までサービスがあった場合は6月末まで、それ以外の場合は5月末までに実績報告をご提出ください。